

合併協議会だより

編集・発行／田原市・渥美町合併協議会事務局

皆さんのご意見・ご質問をお待ちしています

住所 ● 田原市田原町南番場30番地1(田原市役所内)

ホームページ ● <http://gappei.idct.org>

メールアドレス ● tahara-atsumi@gappei.idct.org

TEL ● (0531) 23-3591 FAX ● (0531) 23-0180



新しい住所表示に伴う 変更手続きの ご案内

平成17年10月1日より、田原市と渥美町は新「田原市」としてスタートします。

第7号でお知らせしたように、現「田原市」の住所表示に変更ありませんが、渥美町区域については、合併と同時に住所表示が変更となります。(詳細は合併協議会だより第7号参照)

今回は、こうした住所表示の変更に伴い、皆さんがご持ちの免許証・許可書・証明書などについての住所変更手続きの必要性などについてお知らせします。今回のお知らせは、各公官署などに調査を行い、これまで回答があった内容を掲載しています。住所変更を必要とするものはほとんどありませんが、必要な場合もありますので、この場合の詳細はそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。なお、問い合わせ先については、本紙発行日現在の公官署などの名称を記載しています。

仮に手続きが必要な場合であっても、いずれも合併日の10月1日以降でないと手続きはできませんのでお間違えの無いようにお願いします。

国や県などの公共的機関に関係すること

項目	合併に伴う手続きの有無について	問い合わせ先
(土地・建物登記簿) 不動産の所在	所在変更の手続きは必要ありません。法務局で順次変更します。	名古屋法務局豊橋支局 (0532-54-9278) 豊橋支局管轄外の不動産については、その不動産所在地を管轄する法務局 会社・法人については、本店・支店の所在地を管轄する法務局
(土地・建物登記簿) 不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者などの住所	住所変更の手続きは必要ありません。旧住所を新住所として読み替える「みなし規定」により、登記簿上の変更は行いません。なお、住所変更を希望される方は、変更登記をすることができます。	
(商業・法人登記簿) 会社等の本店や主たる事務所、役員住所	住所変更の手続きは必要ありません。法務局で順次修正します。 豊橋支局以外の法務局に会社の本店あるいは支店がある場合は、変更登記をすることができます。詳しくは最寄りの法務局におたずねください。	
自動車運転免許証の本籍・住所	免許証の本籍・住所は更新時に変更することも可能です。なお、更新前に住所変更を希望される方は、手続きをすることができます。	田原警察署(23-0110) 又は東三河運転免許センター(0533-85-7181)
国民年金第1号・第3号及び厚生年金の被保険者の住所	手続きの必要はありません。社会保険庁で一括変更します。	豊橋社会保険事務所 (0532-33-4111)
国民年金・厚生年金の受給者の住所		
政府管掌健康保険の住所	(渥美町に所在地を有する事業所にお勤めの方) 健康保険被保険者証の更新が必要になります。手続きについては、豊橋社会保険事務所から事業主に通知されます。	豊橋社会保険事務所 (0532-33-4111)
	(渥美町以外に所在地を有する事業所にお勤めの方) 手続きの必要はありません。保険証の住所は、個人で訂正してください。	
国民年金基金の加入者・受給者の住所	手続きの必要はありません。国民年金基金で一括変更します。	愛知県国民年金基金 (0120-43-63-73)
共済年金の住所	各共済組合に確認してください。	各共済組合
組合健康保険の住所	各健康保険組合に確認してください。	各健康保険組合
食品営業の許可	手続きの必要はありません。	豊川保健所田原支所 地域保健グループ (22-1238)
クリーニング所・美容所・理容所の届出		
興行場営業・旅館業の許可		
病院・診療所・歯科診療所の許可		
薬局・医薬品販売業の許可	住所変更の手続きが早急に必要ですので、すみやかに手続きしてください。	田原警察署生活安全課 (23-0110)
古物営業許可証、風俗営業許可証、警備員指導教育責任者資格者証		
機械警備業務管理者資格者証、警備員検定合格証	住所変更の手続きが必要ですので、すみやかに手続きしてください。	

項 目	合併に伴う手続きの有無について	問い合わせ先
鉄砲刀剣類所持許可証	記載事項変更や更新時に合わせて手続きをしてください。	田原警察署生活安全課 (23-0110)
警備業認定証	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。変更許可申請時や更新時に合わせて手続きしてください。	
旅券(パスポート)の所持者	住所変更の手続きは必要ありません。なお、旅券最終ページの「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正できます。ただし、他のページに書き込みをすると旅券が無効となる場合がありますのでご注意ください。	東三河県民生活プラザ (0532-55-2620)
旅券(パスポート)の申請者	旅券取得のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。ただし、氏名等記載内容に変更がある場合は、変更後のもの取得してください。	
建設業許可証	手続きの必要はありません。	県東三河建設事務所 総務課(0532-52-1311)
建築士事務所登録	手続きの必要はありません。	県建設部建築指導課 (052-954-6586)
愛知県心身障害者扶養共済制度、障害者住宅整備資金、高齢者住宅整備資金、母子寡婦福祉資金	手続きの必要はありません。	県東三河事務所 健康福祉課 (0532-54-5111代表)
狩猟免状		
公害関係法令の届出・登録	手続きの必要はありません。	県東三河事務所 環境保全課 (0532-54-5111代表)
産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可		
一般廃棄物処理施設設置許可、登録廃棄物再生事業者	一般廃棄物処理施設については、合併後30日以内に軽微変更届出を行ってください。	
宅地建物取引業者免許証及び宅地建物取引主任者証	手続きの必要はありません。	県建設部住宅管理課 (052-954-6582)
(普通肥料[知事登録]生産業者)肥料登録の申請	合併後2週間以内に肥料登録証の書換届出を行ってください。	県東三河農林水産事務所 農政課 (0532-54-5111代表)
(肥料販売業者、肥料生産業者)肥料販売業務の届出	手続きの必要はありません。	
特殊肥料生産業者の届出		
酒類販売業免許の販売場及び住所・所在地の変更	手続きの必要はありません。	豊橋税務署 (0532-52-6201)
たばこ小売り販売業許可証の営業所の住所変更	手続きの必要はありません。	日本たばこ産業(株) 名古屋支店 (052-350-3164)
恩給受給者の住所	手続きの必要はありません。	総務省人事・恩給局 (03-5273-1400)

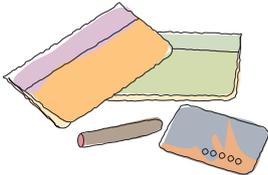
市役所に関係すること

表中の「問い合わせ先」は、8月1日現在の問い合わせ先です。
 電話番号 田原市役所:22-1111(代表) 渥美町役場:33-1111(代表)

項目	合併に伴う手続きの有無について	問い合わせ先	
住民登録	住民票・戸籍	手続きの必要はありません。市役所において新しい住所・本籍に書き換えます。	田原市市民課 渥美町住民課
	印鑑登録証 (印鑑登録カード、印鑑登録手帳)	手続きの必要はありません。現在お持ちの印鑑登録証(カード又は手帳)は、合併後もそのまま使用できます。	
	外国人登録証明書	手続きの必要はありません。合併後、本庁舎へご来庁の際に変更の記載をします。	
年金	年金手帳(国民年金、厚生年金、共済年金加入者)	手続きの必要はありません。旧手帳についても住所が記されていますが、手続きは必要ありません。	
国民健康保険	国民健康保険被保険者証 (国民健康保険証)	手続きの必要はありません。田原市の方は、現在のものが使用できます。なお、渥美町の方には、合併時に新しいものを送付します。	
	国民健康保険退職被保険者証		
	国民健康保険標準負担額減額認定証		
	国民健康保険特定疾病療養受療証		
老人保健医療	国民健康保険高齢受給者証		
	老人保健法医療受給者証		
	老人医療限度額適用標準負担額減額適用認定証		
福祉医療	老人保健特定疾病療養受療証		
	障害者医療費受給者証		
	母子家庭等医療費受給者証		
	福祉給付金支払証明書		
	乳幼児医療費受給者証		手続きの必要はありません。合併時に新しいものを送付します。
福祉医療	精神障害者医療費受給者証		(田原市の方) 手続きの必要はありません。 (渥美町の方) 新規に申請の手続きが必要になります。受給資格がある方には、合併後、申請書を送付します。
	福祉手帳		身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者福祉手帳
福祉受給者証	身体障害者居宅受給者証		手続きの必要はありません。現在のものでも使用できます。なお、受給者証等は、合併後、新しいものを送付します。
	身体障害者施設受給者証		
	知的障害者居宅受給者証		
	知的障害者施設受給者証		
	児童居宅受給者証		

項目	合併に伴う手続きの有無について	問い合わせ先	
介護保険	介護保険被保険者証	手続きの必要はありません。渥美町の要支援・要介護認定者については、合併後、新しいものをすみやかに送付します。	田原市福祉課 渥美町保健課
	訪問介護利用者負担額減額認定証	手続きの必要はありません。渥美町の利用者については、合併後、新しいものをすみやかに送付します。	
	介護保険標準負担額減額認定証	手続きの必要はありません。ただし、法改正により、対象者については、新しい認定証及び確認証を送付します。	
	介護保険特定標準負担額減額認定証		
	介護保険利用者負担額減額・免除認定証		
	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証		
	社会福祉法人等利用者負担減免確認証		
母子福祉	母子健康手帳	手続きの必要はありません。現在のものでも使用できます。	田原市健康課 渥美町保健課
	妊婦健康診査受診票		
	乳児健康診査受診票		
犬	犬の飼い主の住所変更	手続きの必要はありません。	田原市環境課 渥美町環境課
農業	農業者年金の被保険者・受給者	手続きの必要はありません。農業委員会で変更します。なお、お手持ちの農業者年金証書は、手続きを行わなくても有効です。	両市町農業委員会
図書	図書館利用者カード	手続きの必要はありません。田原市カードはそのまま使用してください。渥美町カードは来館の際に田原市カードへ変更します。	田原市図書館 渥美町図書館
原付等	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕作業用等)の標識交付証明書及び標識(ナンバープレート)	手続きの必要はありません。現在の標識をそのまま使用してください。	田原市税務課 渥美町税務課
税	法人市民税にかかる法人等の異動(変更)届出 市県民税にかかる特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	手続きの必要はありません。	
消防	危険物取扱者免状、消防設備士免状	手続きの必要はありません。	田原市消防本部
口座振替	口座引落登録(税金、保険料、水道料金、下水道使用料、住宅使用料等)	手続きの必要はありません。	両市町各担当課
	口座振替登録		両市町出納室

その他いろいろ

項目	合併に伴う手続きの有無について	問い合わせ先
保険証書等	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については各保険会社の窓口にお問い合わせください。	お取り引きの保険会社
各種有価証券(株券等)	詳細については、各取扱い窓口にお問い合わせください。	各規約等に定める窓口
預金通帳、定期預金証書、キャッシュカード等	一般的には、住所変更の手続きは必要ありません。なお、当座預金、融資取引等のある方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので各金融機関の窓口にお問い合わせください。 	お取り引きの金融機関
クレジットカード(買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの)	各社とも対応が異なりますので、詳細については各クレジット会社の窓口へお問い合わせください。	お取り引きのクレジット会社
保育所・学校等への住所変更手続き	田原市・渥美町内にある保育園、幼稚園、小中学校、専門学校及び県立高等学校については、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、国立・私立の学校等については、各窓口へお問い合わせください。	各保育所・学校等
電話帳に掲載されている住所	住所変更の手続きは必要ありません。	
加入電話に関する契約	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴う会社名の変更等により、請求書の宛名等を変更する場合は、届出が必要です。 	西日本電信電話株式会社 (局番なしの116へ)
電気使用者の住所	住所変更の手続きは必要ありません。	中部電力(株)豊橋営業所 田原サービスステーション(22-1228)
NHK受信料	住所変更の手続きは必要ありません。	NHK豊橋支局 (0532-55-1123)

〒 合併後の渥美地域の郵便番号

現住所	新住所	郵便番号
渥美町大字古田	田原市古田町	441 3613
	田原市折立町	441 3608
	田原市長沢町	441 3609
渥美町大字中山	田原市中山町	441 3615
	田原市小中山町	441 3618
	田原市西山町	441 3619
掲載がない場合		441 3400

上記以外の地区については変更ありません。

住所変更の手続きが必要な場合、市役所以外の各窓口によっては、合併による住所表示の変更内容を証明する田原市長の証明書の添付を求められる場合があります。この証明書については、合併日の10月1日以降に発行できるように準備しています。

住所表示変更証明書
について